

仕 様 書

業務名：那賀町東蟬谷における小水力発電事業の概略設計業務

第 1 章 総 則

第 1-1 条 (適用範囲)

東蟬谷小水力発電所概略設計業務の施行にあたっては、この仕様書によるものとする。

第 1-2 条 (目的)

この業務は、東蟬谷小水力発電所建設事業の可能性を検討するため概略設計を行うものである。

第 1-3 条 (場所)

この業務において対象とする、東蟬谷小水力発電所の建設予定地は、徳島県那賀郡那賀町木頭助（東蟬谷）で、別添基本計画書の位置図に示すとおりである。

第 1-4 条 (土地の立入り等)

設計に際し、民有地への立入については、発注者側が事前に了解を得ておくこととする。

第 1-5 条 (管理技術者)

管理技術者の資格は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	建設	電力土木
RCCM	電力土木部門	
一級施工管理技士	土木及び電気	大卒以上（電力土木工学履修）

第 1-6 条 (照査技術者)

(1) 照査技術者の資格は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	建設	電力土木
RCCM	電力土木部門	
一級施工管理技士	土木及び電気	大卒以上 (電力土木工学履修)

(2) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できる。

第 1-7 条 (担当技術者)

(1) 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を発注者に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)

第 2 章 作業条件

第 2-1 条 (設計条件)

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 発電設備設計の基本条件は次のとおりであるが、本業務において検討し決定する。

- 1) 取水位置 砂防堰堤
- 2) 発電位置 アマゴ流養殖場上流

第 2-2 条 (参考図書)

設計作業の参考にする図書は、次表によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定 (改訂) 年月日
1	簡易発電システム設計マニュアル	財)新エネルギー財団	平成 19 年 3 月
2	マイクロハイドロ計画ガイドブック	財)新エネルギー財団	平成 17 年 3 月
3	マイクロ水力発電導入ガイドブック	NEDO	平成 26 年 4 月
4	水力発電計画工事費積算の手引き	資源エネルギー庁 財)新エネルギー財団	平成 25 年 3 月

第 2-3 条 (貸与資料等)

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
地図	予定地測量図	1部
流量調査	流量解析報告書	1部
地図	地質踏査図	1部

第 2-4 条 (参考資料及び貸与資料の取扱い)

第 2-2 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、発注者と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、発注者の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 2-5 条 (関連業務)

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、発注者及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	東蟬谷流量調査等業務	平成 25 年 9 月 17 日～ 平成 26 年 3 月 31 日、 平成 26 年 5 月 27 日～ 平成 26 年 10 月 10 日
2	東蟬谷導水管路地質踏査業務	平成 26 年 8 月 4 日～ 平成 26 年 9 月 30 日

第 3 章 設計作業内容

第 3-1 条 (作業項目及び数量)

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

作業項目表

作業項目	数量	備考
(1) 発電計画の策定	1 式	
(2) 最適発電規模の検討	1 式	
(3) 主要構造物の概略設計	1 式	
(4) 概算工事費の算出	1 式	
(5) 事業化評価	1 式	

第 3-2 条 (設計作業の留意点)

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

第 4 章 打合せ

第 4-1 条 (打合せ)

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第 2 回 中間打合せ

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、発注者と相互に確認するものとする。

第 5 章 成果物

第 5-1 条 (成果物)

成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出

しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部
2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

第 5-2 条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

徳島県徳島市伊月町 1 丁目 3 2
一般社団法人徳島地域エネルギー

第 6 章 契約変更

第 6-1 条（契約変更）

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2-1 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第 7 章 定めなき事項

第 7-1 条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議するものとする。